

明治期における坑業災害と炭坑経営：豊国炭坑・ガス爆発事故の事例から

河村，輝樹
新周南新聞社

<https://doi.org/10.15017/13794>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 19, pp.47-72, 2004-03-01. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

明治期における坑業災害と炭坑経営

—豊国炭坑・ガス爆発事故の事例から—

河 村 輝 樹

一、はじめに

明治四〇年（一九〇七）七月二〇日、豊国炭坑（福岡県糸田町）で坑内設置の安全灯からガスに引火して炭塵爆発を誘発し、明治期最大の炭坑災害（坑夫三六五死亡、六四負傷）を引き起こした。同坑は操業停止状態となり、復旧に尽力したが経営は行き詰まった。事故発生からおよそ二カ月経過した九月四日、明治鉱業（安川敬一郎）が同坑を二〇〇万円で購入し、経営を引き継ぎ、新会社として出発した。

豊国炭坑は明治七年に山本貴三郎が田川郡糯村周辺に借区した炭坑で、明治三二年（一八八九）の筑豊炭田における選定坑区策定の際には平岡浩太郎と磯野小左衛門と組んで共同で出願し、借区に成功した。この借区で約六万坪から七三万坪に拡大した豊国炭坑は、坑主同士¹⁾の対立もあつたが、日清戦争の石炭の高騰と特需の追い風を受けて炭坑経営は順調に発展した。

明治三二年（一八九九）、豊国炭坑は二一五人が死亡する大規模なガ

ス爆発事故を起こした。翌三三年（一九〇〇）には、山本貴三郎が三井家から多額の借金を残して逝去し、山本家は破産した。平岡浩太郎は炭坑経営を立て直すため、赤池炭鉱の権利分²⁾を安川敬一郎に売り、債権者の三井家から豊国炭坑の山本の権利分を買い取り、山本家の負債を肩代わりする約定を結んだ。明治三四年（一九〇一）、豊国炭坑の経営は事実上、平岡浩太郎の「専有」となり、石炭の販売を三井物産が一手に引き受け、経営再建と負債償却が始まった。

しかし、明治三九年（一九〇六）、平岡浩太郎が逝去し、翌年、上述したガス爆発事故が起こり、平岡家に炭坑を継続する資力も意思もなく、安川敬一郎が豊国炭坑を引き受けることになった。

『炭坑爆発誌』の中で日本の炭坑爆発を考察した井出健六は「我が国に於ける石炭坑の爆発に就て」に左記のように述べている。

「惟ふに本邦に於て此種の論説及記事の少きは爆発に遭遇せる技術者は進んで事実を発表して公衆の判断に訴ふる事をなさず却て曖昧模糊の中

に事実を消散せしめ、局外者は適格なる事実を認識せざるがために、若
は多少事実を認識し或は意見を具有すとも雖も進んで他人の非を挙げ恨
を買ふの愚を回避し、監督官庁に於ても坑業者の不変を慮り技師の調査
報告せる文書の公表をせざるに由来するに非るか、随て吾人が進んで此
問題を研究せむと欲するも事実に関する知識に乏しく誠に暗中摸索の憾
深し」³⁾

本稿は、豊国炭坑を対象として伝記、書簡、経理・約定書類をもとに
坑業災害が明治期の炭坑経営にいかにな大きな影響を与えたのか跡づけた
い。分析は特に災害後の経営に注目し、営業の変化、財務状況の推移、
坑主の役割という観点から論じた。

本稿では豊国炭坑と三井物産の關係を示す史・資料をもとに、二つの
大規模な爆発が起きた明治三十三年（一九〇〇）から四〇年（一九〇七）に
おいて、坑業災害が明治期の炭坑経営に与えた意味や影響を明らかにし
ていきたい。

二、三井物産と一手販売契約

筑豊炭田の炭坑との石炭取引は明治二〇年代後半から始まった。明治
二六年（一八九三）三月、三井物産は横浜江尻鉄道庁に石炭一五二〇万
斤を納入する業務を落札し、田川採炭会社と豊国炭坑との間に石炭の一
手販売契約を結んでいる。

一 契約証

今般横浜江尻鉄道庁納石炭式千五百式拾万斤ヲ三井物産会社ニ於テ入札
法ニ依リ落札シタルニ付示談之上同社ト田川採炭会社福島良助及豊国炭
坑主平岡浩太郎ノ間ニ於テ鉄道庁ヘ納メ方ヲ契約スルコト左ノ如シ

第一条

三井物産会社ハ鉄道庁ヨリ石炭式千五百式拾万斤ノ納メ方ヲ受負規定ノ
証掘金ヲ納メ同庁ニ対シ完済迄ノ責任ヲ負フモノニ付福島良助并平岡浩
太郎ハ官ニ対シテハ三井物産会社ノ代人タルヘキ事

第二条

鉄道庁ヘ三井物産会社ヨリ納ムヘキ石炭ノ内各自分担スヘキ数量ヲ左ニ
掲ケ且ツ之レヲ該横浜江尻ノ鉄道庁ヘ各持込納ムヘキモノトス

田川四尺石炭 田川採炭会社

千八百四拾万斤 福島良助

豊国石炭 豊国炭坑主

千八百四拾万斤 平岡浩太郎

金田石炭

千八百四拾万斤 三井物産会社

合計二千五百式拾万斤也

但本年四ツキヨリ廿七年一月三十一日限り毎月鉄道庁ノ指揮ニ随ヒ
無相違上納スヘキ事

第三条

江尻納炭六百七拾式万斤ハ協議之上横浜納メ同価格ヲ以テ田川採炭会社
ヨリ完納スヘキ事

但此六百七拾式万斤ハ第貳条ニ記載セル田川炭八百四拾万斤ノ内タ
ルヘキコト

第四条

横浜鉄道庁へ納ムヘキ石炭ハ三井物産会社ヨリ八百四拾万斤平岡浩太郎ヨリ八百四拾万斤福島良助ヨリ百六拾八万斤ヲ完納スヘキ事

第五条

三井物産会社ヨリ納ムヘキ石炭ヲ斯克分割シテ契約ヲ為シタル上ハ曾テ同社ヨリ官へ納メアル証拠金三分ノ壹ツ、ヲ平岡及ヒ福島ノ兩人ヨリ三井物産会社へ相渡シ置クモノトス

第六条

各自分担ノ数量ヲ定メ納メ方取扱中ハ相互ニ救援スヘシト雖モ第二条記載ニ係ル分担納メ人ノ不注意ヨリ生シタル損害ハ其者ノ負担ニ帰シ他ノ兩人へハ及ホサ、ルモノトス

但本文ノ場合ニハ福島良介及平岡浩太郎ヨリ三井物産会社へ差入アル保証金ヲ以テ鉄道庁ノ処分ヲ受クヘキハ勿論其他損害アリシ場合ニ於テハ銘々其責ニ当ルヘキモノトス

第七条

此契約ハ互ニ信賴ヲ旨トシ成立シタルモノニ付各自受負高完納迄相互ニ援助スヘシ爾后此入札アル場合ニ於テハ各自見込ヲ異ニシ入札スルト雖モ落札之上ハ算当ノ許ス限リハ本契約ノ趣意ニ依リ分担シ納方ヲ永続セシムルコトヲ勉ムヘシ

右契約ヲ取結ヒ此証三通ヲ作り各壱通宛ヲ分蔵スルモノ也

東京市日本橋区兜町五番地

明治廿六年三月 三井物産会社々長

(印) 三井養之助

福岡縣田川郡弓削田村大字奈良

田川採炭会社々長(印)

福島良助

福岡縣田川郡上野村大字赤池寄留

平岡浩太郎(印)

明治二九年(一八九六)には、豊国炭坑と三井物産の間に毎年更新の石炭一手販売契約が成立し、三井物産による豊国炭の委託販売が明治四〇年(一九〇七)まで継続する。⁵⁾

ところで、三井物産は石炭商売を順調に進めていくために、門司支店に石炭本部、主要地の支店に支部を置き、全国枢要の地に出張員を派遣し、他種類、等級品質の差、地域や運炭条件、出炭高や時期など種々の注文とを最も無駄なく引き合わせて、大口から小口まで数多くの取引の集積で多額の商売を成立させていた。⁶⁾

筑豊の全出炭高は明治三十年代初めの三〇〇万ト台から日露戦争後の六〇〇万ト台へと急増し、明治末期には九〇〇万ト台に達した。三井鉱山は、日清戦争後に山野、田川の各炭坑を獲得し、日露戦争後には本洞炭坑を得て質量とも筑豊炭田では最大の規模になった。

また、国内諸工業は、日露戦争後から鉄道や海運部門などの発展がいちじるしく、石炭需要が急伸して石炭取引の重要性が高まっていた。このころ、満鉄の撫順炭やイギリス資本の開平・灤州坑務公司の開平炭が、東アジア三大市場(上海、香港、シンガポール)という三井物産の「独占市場」を脅かすだけでなく、その日本輸入が増え国内炭の脅威にもなり始めていた。

国内では、各炭坑の投資が増え、出炭量が増大していた。右史料で示

表1：石炭一手販売と三井家出資（明治三六年六月調べ）

単位：円

	三井銀行ヨリ貸	三井物産ヨリ貸	合 計
豊国炭坑	五八二、四〇九・一〇	三二二、二〇六・七八	九〇四、六一五・八八
本洞炭坑	一二五、〇〇〇・〇〇		一二五、〇〇〇・〇〇
貝島太助	三八二、五〇〇・〇〇		三八八、五〇〇・〇〇
麻生太吉	二二一、八八〇・〇〇		二二一、八八〇・〇〇
貝島坑業会社	五五七、九〇六・八〇	四九九、一八五・〇八	一、〇五七、〇九一・〇八
田島信夫		五〇、〇〇〇・〇〇	五〇、〇〇〇・〇〇
芳ノ谷炭坑		九、〇〇〇・〇〇	九九、〇〇〇・〇〇
福井炭坑		四、〇〇〇・〇〇	四、〇〇〇・〇〇
岡田炭坑		一七、八八七・九四	一七、八八七・九四
玉城炭坑		一七、一五五・六八	一七、一五五・六八
篠原炭坑		一六、六〇〇・〇〇	一六、六〇〇・〇〇
関西採炭会社		八、九四四・八二	八、九四四・八二
合 計	一、八六九、六九五・九〇	一、〇三四、九八〇・〇三	二、九〇四、六七六・二〇

出所：三井文庫編集『三井事業史』資料篇三、一九七四年、四七四頁。

したような、三井物産から金融を受けて石炭の一手販売を委託してきた筑豊炭坑資本は、借金の返済が終わると、さらに新規投資を増やして出炭量を伸ばした。石炭の供給は次第に需要の著増をも上回る勢いをみせつつあった。

このような状況の中で三井鉱山出炭の一手販売を手がけていた三井物産は、同鉱山を拡大する一方で石炭販売をさらに拡大する必要に迫られていた。また同時に、生産部門の巨額な収益を保証するためには、三井物産の販売能力や市場開拓力を強化するなど市場独占がより強力に促進されなければならなかった。

三、ガス爆発事故と経営再建

(一) 明治三二年のガス爆発

明治三二年（一八九九）当時の豊国炭坑は約七三万坪の借区に堅坑の第一坑と斜坑の第二、三坑が稼働、坑長以下役員と職工、坑夫、雑役夫を合わせ九八六人が従事し、八尺から四尺層炭を日産六〇〇ト採掘する優良炭坑だった。しかし、この年の六月一五日に発生したガス爆発はこれまで筑豊では経験したことのない大規模な事故となり、多数の死傷者を出して大きな損害を与えた。

「事変の発端 六月十五日午前〇時十五分俄然遠雷の如き音響同時に第一坑及第二坑より砂塵を噴出し凡五分間にして止み第二坑の方稍々強大なり此の音響を聞くと同時に徹夜々警に従事する取締所員は直に非常の号鐘を鳴らし同時に役員及使役人は直に両坑付近に集合せるに全く瓦斯

破裂の形跡あり一同大に驚き先ず昇坑し来る負傷者の救護をなし、一方には瓦斯爆發の結果として万一の火災に応ずる為兼て組織せる消防隊をして安全灯消防用ホースパイプ及通気幕を準備し第二坑の口より四尺層に向て進入せしめたるに四尺層採掘に従事せる坑夫は無事に昇坑し来るを見たり（元來当坑八尺層には常に瓦斯なく四尺層には稀少の瓦斯あるが故に豫て坑山監督署の認可を得たる施業案に依り門監を付けて安全灯を使用し来り）此に至りて瓦斯爆發の何れの場所なるかを疑ひ方向を転じて左旧斜坑に向ひ通気幕に依りて進入せしめしに梓其他に吹付けたる粉炭（炭粉及粘土の混和物なり）の方向により始めて其爆發の八尺層中にあることを認めたと同時に入坑中の坑夫の安否を痛感し役員其他使役人等をして坑内に進入せしめんとするも爆發後の瓦斯充滿して進入者は漸々昏倒人事不省となるもの甚多く作業の困難なることを非常にして昏倒者を坑外に搬出せんとすれば搬出者も従て昏倒する等混雜筆紙に尽し難く役員使役人過半昏倒して一時用をなさず一方には当坑担当の医師をして坑口に於て之が治療に従事せしめたり。」

事故が発生してすぐ救援のため坑内に入った消防隊は、爆發が八尺層中で起こったことを確認したが、被災者の救出と坑内に充滿したガスの排出に手間取り、同月二十九日になつても爆發現場に近づけず遺体の収容作業もなかなか進まなかつた。この爆發事故で坑内と坑口付近にいた二一五人が死亡、一人が負傷した。⁷⁾

しかし、肝心の炭坑復旧と操業再開について右記事は「今回の事変たるや通気坑道を破損せられ炭酸瓦斯坑内に充滿して入坑至難為めに屍体引揚意の如く進捗せず今日に至りては瓦斯は己に排出せしも一時唧筒の

運轉せざりしが為め卸底滴水し之が排水に全力を尽せるを以て之を終ると同時に屍体引揚げも完了すべし而して復旧工事に着手し破損なき場所は七月中旬より破損せる場所は復旧するに従ひて採炭を始め八月三十一日迄に復旧せしむるの予定なるも当分の間は坑夫等恐怖心ありて充分の労働をなさざるべきにより事変前の採炭高に達するは十月上旬なるべし」と報じている。⁸⁾

(二) 炭坑専有

『平岡浩太郎伝（草稿）』は、明治三二年（一八九九）に豊国炭坑で起こったガス爆發事故については触れていない。⁹⁾ 爆發事後が起きた時、平岡浩太郎はアメリカを視察旅行中で、電報で事態を知り、旅行を取り止めて帰国してその処理に当たつたとある。

「当時浩太郎は世界漫遊の途に上り、恰も米国に在り、嗣子良助の同国大学に留学せると相合して、ピワツバグ奈るカーネギーの製鉄所視察中に電報にて事変を知りたるが、電文簡にして其真相を詳らかにするを得ず、唯二百余の死傷者を出して炭鉱は絶大の損害を蒙りたるを知るも、死傷者中職員幾名を含み居るやを知るに由奈かりければ、浩太郎は電報にて之を問合せたるも暫く其返電に接せざりき。而るに浩太郎の切に之を知らんと欲せしは、職員にして坑夫と共に斃れたれば、坑主として這般の変災に對して尽くすべきを尽くせりとして聊か面目を存するを得べけんも、斯くも多数の坑夫を死傷せしめて職員中より死傷者を出さざとせば、坑主として社会に對し如何にも面目奈き次第奈り。果して然らば悠々として世界漫遊奈ど奈し居るべきにあらず、直ちに帰朝して自ら善

後策を講じ、死傷者の遺族を弔意し、且つ社会に対して坑主たるの責任を明らかにせざるべからずと謂ふにありしが、該変災の起りしは恰も職員交代の時間にして坑内には職員の留まるもの奈かりし際奈りければ、其後の返電に職員には死傷者甚だ少奈しとの古とを報じ来りたるを以て、浩太郎は断然旅程より帰来する古と、奈れる奈り。而して豊国炭鉱にては浩太郎の帰朝前に於て既に応急の処置を講じ居たるも、浩太郎帰朝の意は坑主たる責任上旅行を中止するにありしを、其後再び其旅程に上らず、其世界的大旅行の企ても遂に此変災の爲めに放棄するの已む奈きに至れり」

また、三井物産側の約定書類からは、事故処理と経営の立て直しのため、資金繰りに奔走する平岡浩太郎の様がわかる。

〔第七一九号〕

金員貸借契約證書正式謄本

東京府東京市日本橋区坂本町四十三番地設置

債権者 三井物産合名会社

右合名会社社長

右代表者 三井元之助 三十三年(才力)

山口縣長門国赤間関市阿弥陀町百廿九番屋敷寄留神奈川県平民右会社

員

右代理人 小野徳風 三十一年

福岡縣筑前国福岡市博多下対馬小路町拾三番地住所士族坑業

債務者 平岡浩太郎 四十六年

福岡縣豊前国企救郡小倉町字古船場町九番地住所士族坑業

債務者 山本太郎 十七年八月

山口縣長門国豊浦郡長府村第貳百六拾番屋敷寄留住所山口県士族豊国炭坑々々

右平岡浩太郎山本太郎代理人

佐方宗介 四十三年八月

東京府東京市芝区神谷町拾八番地寄留長崎県士族豊国炭坑員

右保證人 橋口正弘 四十八年一ヶ月

大分縣豊前国下毛郡尾紀村大字犬丸百五番住所平民無職業

立会人 中尾亀藏 十五年一月

右債権者三井物産合名会社ヲ代表シタル三井元之助ノ部理代人タル委任状ヲ所持シタル小野徳風ト債務者平岡浩太郎同山本太郎ノ部理代人タル委任状ヲ所持シタル佐方宗介ト保證人橋口正弘トハ明治参拾参年参月参日本職役場ニ於テ中尾亀藏ノ立会ヲ以テ左ノ契約ヲ締結ス

第壹条 債権者三井物産合名会社ト債務者平岡浩太郎同山本太郎ハ双方ノ間ニ於テ金員貸借及豊国石炭(塊炭)一手販売ノ事ヲ以下数条之如ク契約ス

第貳条 債権者三井物産合名会社ハ豊前国田川郡弓削田村字宮床豊国炭坑々業平岡浩太郎山本太郎ヨリ本契約書第四條ノ物件及豊国炭坑採掘ノ權并ニ福岡縣田川郡弓削田村宮床所在ノ宅地田地山林及地所所在ノ建物且ツ之ニ附属スル造作等ヲ第壹番書入抵当ニ取り連帶借主ナル平岡浩太郎山本太郎ニ金參拾萬円ヲ貸与セリ依テ平岡浩太郎山本太郎ノ兩債務者ハ連帶シテ之ヲ借受ケ正二領収シタリ

第參条 債務者平岡浩太郎山本太郎ハ豊前国田川郡弓削田村字宮床石炭

坑区二十三万八十九坪五合ノ坑区権書入登録ヲ福岡県坑山監督署へ出頭シ又地所建物ハ行事区裁判所香春出張所へ書入登記申請シ其登記ヲ受ク可シ

第四条 債務者平岡浩太郎同山本太郎ハ福岡県田川郡弓削田村字宮床豊国炭坑内及其使用スル地盤上并ニ建物内ニ存在スル左ノ物件ヲ前第二条ノ借入金ニ対シ書入抵当ト為シタリ

但シ将来所有スル物件ハ悉皆之ヲ追加書入レトナスベキ事

(抵当物件・表2参照)

右物件ハ福岡県田川郡弓削田村(宮床)豊国炭坑内ニ現在ノ保債務者平岡浩太郎同山本太郎ヲシテ之ヲ保管セシム其保管證書ハ此契約締結後直チニ受渡ヲナス約ナリトス

第五条 債務者平岡浩太郎同山本太郎ハ元金參拾萬円ハ明治參拾參年玖月ヨリ豊国(宮床)炭坑ヨリ採掘スル塊炭壹噸ニ付金壹円ノ割ヲ以テ債権者三井物産合名会社ニ必ス返却ス可キ事¹⁰⁾

右は明治三十三年(一九〇〇)三月に三井物産と豊国炭坑の石炭一手販売契約と同時に交わされた出資契約の一部である。この約定書によると平岡浩太郎は共同経営者、山本貴三を引き継いだ長男の太郎と連帯で豊国炭坑の採掘権・炭坑の機械、建物、土地などすべてを抵当に入れ三井物産(福岡県大牟田)から年一割の利息で三〇万円を借り入れた。この借入金の元金は、採掘した塊炭一トにつき一円で、利息を塊炭一トにつき三〇銭で返済するとしている。また、三井鉱山(大牟田)から島田

純一が豊国炭坑に派遣され管理に当たることになった。

平岡は経営資産を三井物産に出し、石炭一手販売契約を作り直し、取りつけた三〇万円の出資で経営危機を乗り切ろうとしたことがうかがえる。¹¹⁾

しかし、共同経営の山本家には多額の負債があり、嗣子、山本太郎は豊国炭坑の経営権を手放すつもりでいた。

「明治三十三年十二月山本貴三郎の没するや、山本家の負債五十万円あり。其内二十万円は三十二年の豊国炭坑大爆發の復旧工事の際三井家より借入れたるもの奈りき。其子、太郎に至り山本家の財政愈々窮乏を告げたれば、井生(麻生カ)大吉、太郎の代人と奈り大野仁平を訪ひ其窮状を告げ、且つ此俛にて荏苒時日を経過せば、結局炭鉱は債権者の為に差押へられ山本家は破産の外無きに至らん。故に今日の急は坑山を売却して之が整理を図るに若かず。然れども半権利のみにては到底之が希望を達する古と能はざれば、平岡家の権利も亦た之と同時に売却せられたし、其価格は大約二百万円奈らば可奈らん、と語りたれば大野は浩太郎に此事情を説きて其同意を得其旨を山本家に伝へたれば、太郎は上京して三井三菱其他富豪に交渉する所ありしも、何れも其交渉に応ずるもの奈かりしより、太郎は福岡に帰り再び井生をして大野に説かしめ、山本の半権利を平岡家にて買収されん古とを求め、大野は之を浩太郎に口りしも、当時浩太郎は政治上に巨額の金員を投ぜし後奈りしを以て之を拒絶するに至りたりき。然れども山本家は財政窮迫の余り、其坑山も亦た強売さるゝの不幸を見るに至らんとせるを以て、井生大吉及び光田和助をして再び平岡家に懇請するに、是非平岡家に於て之を引受けられ

表2 抵当物件表 (1900年)

項 目	数 量
18吋両シリンダー捲揚機械	1台
蒸溜機	1台
7分スチールワイヤーロープ2,000呎ほか付属品	1式
6吋原動機	1台
ランガシア経6呎1吋長三30呎	1台
同経6呎5吋長26呎	1台
同経6呎6吋長34呎	2台
同経6呎6吋長30呎	4台
同高压径6呎3吋長30呎	2台
コールニッシュ経5呎長24呎	3台
18吋スペシャル唧筒 (ポンプ)	2台
16吋スペシャル唧筒	3台
15吋唧筒	1台
14吋唧筒	2台
12吋唧筒	1台
10吋唧筒	1台
8吋唧筒	2台
6吋唧筒	1台
4吋半縦ドンキー	1台
10吋板金パイプ	160吋
10吋鑄物パイプ	210吋
8吋鑄物パイプ	10吋
6吋鑄物パイプ	120吋
6吋フランパイプ	2,050吋
5吋フランパイプ	2,010吋
4吋半同	90吋
4吋同	800吋
3吋半同	880吋
3吋2分同	612吋
3吋同	1,270吋
2吋同	160吋
3吋同	160吋
3吋尾斯パイプ	40吋
吋6分同	20吋
吋半尾斯パイプ	110吋
6分同	720吋
12吋レール	29,000吋
堅坑槽 (高さ26尺)	1カ所
煉瓦煙突 (高さ52尺・内経平均3尺)	1台
炭車	390輛
ドライ盤 (9尺)	1台
同 (14尺)	1台
ボール盤・大小	2台
ワンマシュ	1台
10吋Tノ字パイプ	12個
8吋同	4個
6吋同	14個
5吋同	3個
4吋同	14個

3吋半同	1個
3吋Tノ字パイプ	17個
2吋半同	2個
2吋同	8個
吋半同	4個
6分同	10個
10吋ベンド	1個
6吋同	11個
5吋同	5個
4吋同	15個
3吋同	5個
3吋半同	4個
2吋半同	2個
8吋ストップバルブ	7個
6吋同	5個
5吋同	4個
4吋同	4個
3吋同	4個
2吋半同	1個
2吋同	3個
吋半同	1個
真鍮製ストップバルブ	4個
同6分同	3個
真鍮製2吋半三方コック	1個
3吋バッキンパイプ	2個
4吋同	1個
5吋同	2個
6吋同	1個
10吋ヘノ字パイプ	1個
5吋股パイプ	1個
6吋クラックバルブ	6個
4吋十ノ字パイプ	1個
砥石車	1台
火造処	4カ所
万力	8挺
金敷	4個
豆腐方金敷	1個
長方形金敷	1個
定盤	1個
三角定盤	2個
ハンドボール	2挺
板金煙筒 (高さ56尺経2尺8吋)	1台
3分厚板金 (内訳 : 48が23枚、46が10枚)	33枚
チェンブルック (内訳 : 3トン捲が1個、1トン捲が1個)	2個
スリュウジャッキ	3台
5吋ハンドポンプ	2台
8吋ベンド	1個

出所：三井文庫所蔵史料『田川採炭豊国炭坑書類』明治33年729号約定書より作成。

註：吋＝インチ、呎＝フィート。

ん古とを以てし、又之を大野に依頼して浩太郎を動かさしめん」とせり。当時九州地坑鉱業家の意見を徴するに、豊国炭坑の全価格は大約百五十万円奈りと云へば、其半権の利価格は七十五万円奈りき。大野は再び浩太郎に対して之を説きたるに、浩太郎は『我負債は現に五六十万円に達せり。然るに更に七十五万円の負債を生ずるに於て奈何ともすべからず、且つ目下七十五万円の金を調達せんとするも其策無きにあらずや。』と答へて再び之を拒絶せんとせるも、大野は山本家の破産も亦憐れむべしと説き、浩太郎の『之を救ふの方法あらば之を救ふべきも、其方法奈きを奈何せん。』と嘆息せるに大野は熱誠を以て『已むを得ずんば赤池炭鉱の半権利を安川敬一郎に譲りては如何』と勧めたれば浩太郎の口断奈る直ちに之を諾し、更に之を安川に協りしに安川も亦た浩太郎の意を諒とし、終に赤池炭坑の価格を八十万円と見積り、其半権利四十万円を出して之を引受くる古とに決し之が契約を締結したり。当時浩太郎に於ては固より赤池炭坑の半権利を売却せざるべからざるの必要無かりしも、之を売却せざれば山本家の破産を救ふ古と能はざるを以て、之を安川に譲るの已むべからざるに至りし奈り。而して山本家に対する其処置は素より其窮迫を救ふにあれば、彼の負債を償却せしめて尚余あるものたらざるべからざるを以て豊国炭坑の価格は百五十万円の評価奈れば其半権利は七十五万円にて買収するを得べきも、浩太郎は更に之を高価に見積り其総価格を百七十万円として其半権利を八十五万円として買収し、山本家の家計をして安全奈らしむる古と、せり。時に明治三十四年五月奈りき。斯くて山本家の負債額中、三井家に属する二十万円は浩太郎に於て之を引継ぎ、残額三十万円は現金を以て調達し、又其残額三十五万円は之を五箇年賦として年六朱の利子を付して償却する古と、奈したれば、

山本家に取りては極めて利益ある条約奈りき。是れ浩太郎が亡友の嗣子たる太郎の爲めに、其情を致したるものにて、実に浩太郎の浩太郎たる所以奈りき。然れども浩太郎の負債は益多きを加へ、終に三井家と契約を締結して之が販売を委託するに至れるも全く之が為奈りき。』¹²⁾

以上は『平岡浩太郎伝』に記された明治三十四年(一九〇一)五月に平岡浩太郎が豊国炭坑の経営を専有するまでに至った経緯である。

要約すると再建途上の明治三三年(一九〇〇)一二月、共同経営者の山本貴三郎が急死して山本家が破産した。同家には五〇万円の負債があり、この内二〇万円は山本貴三郎が爆発事故で被害を受けた炭坑の復旧工事費として三井家から借り入れたものだった。嗣子、山本太郎は玄洋社古参、大野仁平¹³⁾の勧めで私財差し押さえの前に炭坑経営権の処分を考え、三井や三菱などの中央資本に譲渡を打診したが、反応が薄かったので平岡に買い取るよう求めた。

しかし、平岡も多額の借金を抱えており、山本の経営権を引き受けられる状態ではなかった。そこで、安川敬一郎と共同経営にある赤池炭坑の権利分を四〇万円で安川に譲渡し、豊国炭坑の山本権利分を八十五万円で買い取った。買収資金の八十五万円は、山本家が三井家から借りた二〇万円を自己債務として引き受け、三〇万円は現金とし、残り三十五万円は五カ年賦・年六朱の利子で償却することでまとまった。

明治三四年(一九〇一)五月、豊国炭坑は事実上、平岡浩太郎の専有となり、改めて三井物産と一手販売契約を結び直して本格的な経営再建がはじまった。¹⁴⁾

(三) 財務状況

さて、明治三十三年（一九〇〇）のガス爆発事故から倒産にいたる四十年（一九〇七）の炭じん爆発事故までの豊国炭坑の経営状態が、三井産の史料から明らかにできる。

表3は豊国炭坑の予算表から明治三十四年（一九〇一）から三十九年（一九〇六）までの総収入の推移を示した。これを見ると、明治三十四年（一九〇一）は、事故の影響もあってか下半年からの計上になっており比較が難しいが、明治三十八年（一九〇五）を除けば、同坑の収入はおおむね上昇傾向にある。豊国炭坑が大惨事にもかかわらず、事故後の経営は順調に回復していった。

表4―1〜6の当該期間における同坑の出炭高を見ると、明治三十四年（一九〇一）は一一五〇〇トだが、翌年からは二五万ト、三〇万ト出炭を推移し、総売上げは総収入も明治三十五年（一九〇二）以降は一〇〇万円を越えている。

表2から総収入に対する支出の内訳について精査してみよう。各年も全体の過半数以上を占めているのが、営業費である。現代の企業経営において期間的な営業費として、販売費と一般管理費を指すが、¹⁵⁾当時の炭坑経営で言う「営業」とはいかなる行為を指すのか、また、経理上、どのような費用を含めたのか、個々の炭坑でもその内容が異なるであろうからこれを定めるのは難しい。推測であるが、資料中の豊国炭坑の営業費とは、採炭から運搬、販売、管理に関わる炭坑の操業に必要な諸費用を合計した金額であろう。

さらに、支出のうえで大部を占めるのが負債の償却である。山本家の負債をはじめ平岡の負債、三井銀行への債務、負債利子などで、過去の

借金や炭坑の復旧費用に要した借入金が当該期間中、同坑の経営に大きな負担となっていたことがわかる。事故の翌年の純利益は八四一円で始まり、収益が上がった年に大幅に負債を償却している。明治三十七年（一九〇四）には純利益が最低の五二円となっているが、この時期には一部を残せば負債も減少し、翌年からは純利益が急上昇に転じている。この要因としては明治三十七年（一九〇四）に勃発した日露戦争を契機とした石炭価格の上昇である。¹⁷⁾

数量データをもとに、明治三十四年（一九〇一）から三十九年（一九〇六）までの各年の営業利益¹⁸⁾と経常利益¹⁹⁾を算出し、この期間の豊国炭坑の財務状況を診断してみよう。

当該期間における豊国炭坑の営業利益は、順調に増大しており、明治三十四年（一九〇一）下半年に約一二万円だったのが、三十六年（一九〇三）に三〇万円を越え、三十七年（一九〇四）には四〇万円以上に達している。営業利益だけで判断すると、同坑は「営業黒字」にある。

経常利益も当該期間中、順調な増加を示しており、明治三十三年（一九〇〇）の事故のあと、同坑の経営は順調に回復していた。

しかし、以上の試みはすべて本業としての営業活動に伴って発生したとする収益や費用を算出し、分析したものである。表から当該期間中の純利益を見てもわかるように同坑の本格的な経営の回復は明治三十八年（一九〇五）なつてからである。それまでの経営は表2で示した通り、収益のほとんどが負債の償却や借入金の返済に充てられ、実際には経営が順調に回復していたとは言い難い。豊国炭坑の経理資料は、明治期筑豊の地場炭坑が一度でも大きな災害にみまわれると、復興や再建に必要な借入金が必要な足かせとなり、経営再生に長い年月を要したことを示

表3 豊国炭坑収支予算表(1901~06年)

(単位:円)

項目	1901年 (M34) 下半季	1902年 (M35)	1903年 (M36)	1904年 (M37)	1905年 (M38)	1906年 (M39)
営業費	327,750	712,500	769,500	855,000	769,500	855,000
平岡負債償却	60,000		24,000	66,000		
三井銀行返金	42,000	100,000	162,000	200,000	140,000	
山本返金	15,000	45,000	67,820	75,760	75,760	37,820
山周返金	9,565					
長谷川返金	7,000	10,200				
山際送り	2,100	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
築港会社株金払込	2,000	4,000				
尼ヶ崎口	7,350	12,600	6,750			
山周斤先	3,864	7,728	9,072	10,080	9,072	10,080
負債利子	58,430	107,725	88,165	64,508	38,932	15,156
三井物産借越払込	20,000					
藤口口	4,800					
藤口渡		5,250				
掛売負債払	20,000					
賞与	5,000	12,000	15,000	15,000	15,000	15,000
坑主渡	21,000	36,000	48,000	48,000	60,000	60,000
拡張費	50,000	80,000	36,000	36,000	24,000	36,000
純利益						
差引益金	841	8,397	6,693	52	100,736	341,344
営業利益	116,986	287,922	355,428	406,320	355,428	394,320
経常利益	188,556	180,197	267,263	341,812	316,496	379,164

出所:三井文庫所蔵史料『田川採炭豊国炭坑書類』より作成。

註:□判読不能。

表4-1 豊国炭坑出炭表(1901年)

1901年(M34) 下半季			
種類	塊炭	切炭	総出炭高(トン)
出炭高	69,000	46,000	115,000
坑所実数	5,300	3,500	
売上	365,700	161,000	
赤池坑売却代内入	130,000		
総収入(円)	656,700		

出所:三井文庫所蔵史料『田川採炭豊国炭坑書類』より作成。

表4-2 豊国炭坑出炭表(1902年)

1902年(M35)			
種類	塊炭	切炭	総出炭高(トン)
出炭高	150,000	100,000	250,000
坑所実数	5,300	3,500	
売上	795,000	350,000	
総収入(円)	1,145,000		

出所:三井文庫所蔵史料『田川採炭豊国炭坑書類』より作成。

表4-3 豊国炭坑出炭表(1903年)

1903年(M36)			
種類	塊炭	切炭	総出炭高(トン)
出炭高	162,000	108,000	270,000
坑所実数	5,300	3,500	
売上	858,600	378,000	
総収入(円)	1,236,600		

出所:三井文庫所蔵史料『田川採炭豊国炭坑書類』より作成。

表4-4 豊国炭坑出炭表(1904年)

1904年(M37)			
種類	塊炭	切炭	総出炭高(トン)
出炭高	180,000	120,000	300,000
坑所実数	5,300	3,500	
売上	954,000	420,000	
総収入(円)	1,374,000		

出所:三井文庫所蔵史料『田川採炭豊国炭坑書類』より作成。

表4-5 豊国炭坑出炭表(1905年)

1905年(M38)			
種類	塊炭	切炭	総出炭高(トン)
出炭高	162,000	108,000	270,000
坑所実数	5,300	3,500	
売上	858,600	378,000	
総収入(円)	1,236,600		

出所:三井文庫所蔵史料『田川採炭豊国炭坑書類』より作成。

表4-6 豊国炭坑出炭表(1906年)

1906年(M39)			
種類	塊炭	切炭	総出炭高(トン)
出炭高	182,000	120,000	300,000
坑所実数	5,300	3,500	
売上	954,000	420,000	
総収入(円)	1,374,000		

出所:三井文庫所蔵史料『田川採炭豊国炭坑書類』より作成。

している。²⁰⁾

(四) 共同経営の意味するもの

企業の変動―消滅と参入。石炭企業はその変動のいちじるしい点に特色が見られる。「破産はしばしば生じるが、再建も新しい企業の参入も同様にしばしば行われる。ある企業が行詰ると、株主や債権者は損をするであろう。だが、炭坑施設は残っている。製造業の工場や建物の場合には、他の商品の生産に転換することもできないが、炭坑の場合にはただ一つの目的にしか使えないし、炭層がなくなるまでこの産業にとどまることになる」²¹⁾。ここに記されている事情以上に、石炭企業は變動の要因を内在させている。²²⁾前節でも述べた通り、災害による損失にしても炭坑に及ぼす打撃は大きく、経営を再生するのは容易なことではなかった。

そこで本節では、史料をもとに企業者、平岡浩太郎を追いながら、彼の関わった炭坑の経営形態を検討する。²³⁾

平岡浩太郎は、明治一四年(一八八二)、頭山満らと一緒に玄洋社を設立して社長に就任したが、すぐに辞めて実業入りを目指した。明治一六年(一八八三)には、企救郡項吉銅山や遠賀郡中間炭坑、鞍手郡金剛炭坑の経営に乗り出すがどれも失敗に終わった。明治一八年(一八八五)、田川郡赤池に借区した時は開発に困難を極め、平岡「自ら坑夫に伍して経営に力」²⁴⁾んだという。この炭坑は後に安川敬一郎の借区と合同し、共同経営の赤池炭坑となり、平岡が事業監督、安川が石炭の採掘と販売を受け持った。資料は経営者としての平岡を安川と比べながら講評している。

「炭坑界に於ける浩太郎の歴史は失敗を以て満たされつゝ、ありしも、敬一郎の経歴には成功の方面多かりき。浩太郎は奮闘を以て生命と奈し、終始創業的精神を失はざりしと雖も、敬一郎は堅忍持久、守成的精神を以て一貫したりき。浩太郎は機を見るに敏に事を成すに勇に、会心の境に達すれば、即ち一気に直進せりと雖も、敬一郎は頭脳明晰思慮周密にして成算熟せざれば敢て動かず。浩太郎は政治家にして実業家たるを以て必ずしも事業に拘泥せざりしも、敬一郎は全力を一事業に集中して復た他を顧みず。浩太郎は豪放磊落、乾坤一擲の膽ありて、所謂炭坑家たるの本色を露出したりと雖も、敬一郎は小心翼翼を以て秘訣と奈し絶て虚名を世上に求むる古とを欲せず。敬一郎の性格は損大立地漢陽善賈の風あり。浩太郎は戦へば必ず勝ち、攻むれば必ず取るの韓信奈りしと雖も、敬一郎は即ち然らず、繩墨を守り規矩に則り、肅何の画一奈るが如く、飽くまでも常倫常理を脱するを敢てせざりし奈り」²⁵⁾

また、豊国炭坑での平岡浩太郎と山本貴三郎の共同経営については次ぎのように評している。

「浩太郎と山本貴三郎との干繫(関係力)は、浩太郎と安川敬一郎との干繫とは少しく其趣を異にすと雖も、貴三郎は浩太郎に頼らざれば事を成す古と能はず、浩太郎もまた貴三郎を接ざれば、其手腕を操るに由無かりし奈り、故に豊国炭坑の成功は浩太郎と貴三郎との協力一致に帰せざるべからず」²⁶⁾

これらの資料から平岡浩太郎の強い個性と行動力、高い目的意識を

持ったリーダーシップで炭坑経営に臨んでいた姿が浮かび上がってくる。組織の存続はリーダーシップの良否に依存し、その良否はその基礎にある道徳性の高さに生ずる²⁷⁾というが、赤池、豊国両炭坑における共同経営を読みとると、坑主同士がお互いの良き特性に役割を生かしながら補完し合い、炭坑を切り回していた様子がうかがえる。

明治維新以後、華族は資本家として創業資金とそれに伴う信用を供給し、士族が企業経営者として新知識と経営指導力をそれぞれ企業に供与することにより、わが国の工業化に貢献したことが通説になりつつある。明治期の企業経営者の約半数が士族出身者で、高等教育を受けた士族経営者の比率は高かった²⁸⁾。平岡、山本、安川の三人も士族出身であり、青年期の平岡は博多で高場乱²⁹⁾、安川は江戸で勝海舟に師事したことがよく知られている。そして、筑豊炭田に起業した彼らはお互いをパートナー(partner)とし、共同で借区して石炭を採掘した。

イギリスの場合、産業革命期に工場制生産体制を築いた企業は、多くの場合、企業形態としては個人企業もしくはパートナーシップ(partnership)によっていた。パートナーシップは形式上は合名会社であるが、実態は家族ないし一族出資の会社組織であるか、もしくは工場経営者を中核として、経営上従属的役割を持った出資者がいけば従のパートナーとして集まるという形か、このいずれかであった³⁰⁾。

ウェールズ南東部のグラモーガン州では、一八四〇年以降、石炭産業が発展した。このころから、鉄工業からの受注や蒸気用石炭の輸出が盛んになり、石炭企業への投資が拡大した。この地域では地元商工業者、農民、坑夫、鉱山技師といった複数の地元投資家がパートナーを組んだ炭坑開発が顕著だった。一九世紀末ごろから、炭坑経営は有限会社形式

に移行していったが、南ウェールズの諸炭坑は小集団の地場資本に支配されていた³¹⁾。

筑豊炭田の石炭企業を振り返ると、明治六年(一八七三)に日本坑法(太政官布告二五九号)が公布されると無数の小炭坑が錯雑して混乱を生じたが、二二年(一八八九)の選定坑区制の施行で整理・統合が進み、筑豊の炭坑はいっきよに全国平均を引きはなして大規模化した。それは石炭産業における原始的蓄積の実現の重要な要因であった³²⁾。

選定坑区で借区した筑豊炭坑資本は、個人企業か共同経営企業である³³⁾。平岡浩太郎は安川、山本と組んで借区し、炭坑経営を共同で切り回した³⁴⁾。ここに筑豊石炭企業に現れた「パートナーシップ」経営の形態をみる事ができる。史料から言えることは、赤池、豊国両炭坑の共同経営は優劣や従属の関係ではなく、「炭山」に精通した二人の経営者が事業監督、採掘、販売などそれぞれの得意分野で役割を担い、対等関係を保ちつつ炭坑を操業した。

ところで、パートナーシップにおいては、会社設立が参加者個人の力量に負うところが大きく、パートナーの異動はただちに会社の解散と組織変更を意味した。豊国炭坑の経営は、明治三二年(一八九九)のガス爆発事故、共同経営者の山本貴三郎の死亡といった危機から三井物産の資金援助で操業を再開し、三四年(一九〇二)には平岡の専有になった。『平岡浩太郎伝』には、炭坑経営における三井家との関係については、借入金や負債償却を強調し、「浩太郎の負債は益多きを加へ、終に三井家と契約を締結して之が販売を委託するに至れるも全く之が為奈りき。豊国炭鉱は斯くして暫く三井に販売方を委託³⁵⁾したとだけしか記していない。

しかし、経営が平岡の専有になったとはいへ、豊国炭坑の最大の金主は三井家であった。史料で示した通り、炭坑の採掘権や機械、土地、建物などは三井家の抵当権に入っており、島田純一の下で採掘した石炭を物産が一括して販売した。その意味では、明治三十四年（一九〇一）以降の平岡の共同経営者「パートナー」は三井家だったとみることもできるだろう。この形態では坑主（平岡）は金融上従属的役割を持ち、従のパートナーとして採掘するというイギリスとは異なった共同経営が現れてくる。³⁶⁾

それでは、三井物産は豊国炭坑をどのようにとらえていたのだろうか。物産の史料から明らかにしてみよう。

「物産会社

一 豊国炭坑貸金ノ件

豊国炭坑へハ予テ坑区ヲ書入トシテ金參拾万円、外ニ石炭仕切金引当トシテ金四万円、合計參拾四万円貸渡之有処、此度坑主平岡浩太郎・山本太郎両氏家政整理ノ為メ入用ノ廉ヲ以テ、更ニ金參拾万円貸与懇談有之、該炭坑ハ極メテ有望ノモノニテ炭質亦良好ニ有之、当社ニ於テハ永ク同石炭ノ一手販売ヲ引受置申度、且ツ炭坑其物ノ經濟モ別紙予算書記載ノ通り相当ノ純益ヲ挙ケ得ヘク、此炭坑ニ對シ參拾七万円ノ貸金ハ聊カモ危険ノ恐無之ニ付、先方依頼ノ通り炭坑ヲ書入トシテ金參拾七万円迄貸与致度、而シテ此貸金ハ從來当社ヨリ致シ来リタル処、此際三井銀行ヨリノ貸金ニ振替ヘルコトニ御評議相願度コト

追テ別紙当方調整ノ予算書ハ為念之ヲ豊国炭坑事務長佐方宗介并当社門司支店長長谷川銈五郎ノ兩人ニ送り、意見承諾致置キタル処、佐方

ヨリハ当方ノ予算通りト電報有之、又長谷川ヨリハ半季積立金貳万貳千五百円ヲ引当、純益參万五千貳百円ノ見込ト電報致シ来リタリ、長谷川ノ見込ハ当方見込トハ稍々異同有之トモ、之ハ予算ノ事故人ニ依リ見ル処異ナルヘク、併シ大体ノ計算ニ於テ相当ノ純益金アル有望炭坑タルコト疑無之候

一 尚又貸金返済ハ別紙予算書記載ノ通り、塊炭一屯ニ付金壹円ノ割ヲ以テ返入ノ約定ナルモ、坑主ノ他ヨリ借入レ居ル負債モ少尠ニ付、每半季決算ニ際シ其計算ノ如何ニ依リテハ、臨機右返入金ヲ壹屯ニ付金七拾錢位迄減額致シ遣ワシ不申テハ、不相成場モ有之可申候

一 又每半季決算書類ハ当社ヘモ提示シテ、常ニ炭坑ノ内情ヲ知り得ル様致サシムル筈ニ有之、且石炭売上代金中ヨリハ別紙予算書記載ノ採炭費其他ノ費目ノミヲ支出シ、其他ハ每半季決算ノ際迄一切支出不致約束ニ有之候

一 準備金貳万貳千五百モ当社ヘ預リ置キ候約定ニ有之候（別紙電報略之）

以上 ○（三井高保印）³⁷⁾

豊国炭坑損益予算表

	出炭(自明治三十三年十一月一日至〃三十四年四月三十日)六ヶ月間	金額	合計
収入	総出炭高 87,500噸 内2/3塊 炭=58,333噸 C¥5.40門司置場 〃 1/3切込炭=29,167 〃 3.50	円 314,998.20 102,084.50	円 417,082.70
支出	採炭費及門司迄運炭諸費 on 87,500T _o C¥2.66 三井ヨリ借入金償却(¥370,000)塊一屯ニ付 ¥1.00宛 同上 利息六ヶ月分 尼ヶ崎へ払金 長谷川へ〃 坑兩人入費	232,750.00 (8) 52,333.00 18,500.00 6,000.00 6,000.00 18,000.00	339,583.00
	差引 残金 準備積立金 純利益		77,499.70 22,500.00 54,999.70

(備考) 準備積立金ハ壹ケ年 ¥45,000.-アレハ万般ノ準備ニ充分ナル見込

一 鉱山会社
一 島田純一罷職ノ件
可決
島田純一

右豊国炭坑へ採用ニ付無給罷職申渡度候事

一 豊国炭坑貸金ノ件
可決

豊国炭坑貸金整理左ノ如ク決定致度候
一金七拾参万六千円也
貸金総高

内訳
金六拾五万五千円也 物産会社本店ヨリ貸
凡金貳万八千円也 同上門司支店ヨリ貸(九月末日分)
金貳万円也 銀行ヨリ貸(紀尾井町平岡邸宅抵当分)
金参千円也 物産本店ヨリ臨時貸

右ハ他ノ債権者ノ振合ニ由リ年六朱乃至八朱迄ニ引上クル事
一金拾七万円也

右八年一割ノ利率トナスコト
一 豊国炭坑長ノ任免ニ付協議ニ与ルコト
一 豊国炭坑ノ会計ハ三井ヨリ適当ノ人ヲ選ミ之ヲ使用セシメ又別ニ
三井ヨリ監督者ヲ命シ、時ニ監督セシムルコト

右新ニ貸出スヘキ金拾七万円ノ内ヨリ、銀行ヨリノ貸金貳万円ト物
産本店ヨリ臨時貸参千円、合計金貳万参千円ハ返済スヘキコト
以上³⁸⁾

右史料は明治三十三年(一九〇〇)一〇月二六日と一二月一日に開か

れた三井營業店重役會議の議事録である。ちょうどこのころ、豊国炭坑の坑主、山本貴三郎が逝去して山本家が破産したことから、平岡浩太郎が赤池炭坑の権利を安川敬一郎に売り、その資金で豊国炭坑の山本家権利分を買取った時期にあたる。

三井物産は豊国炭坑を「該炭坑ハ極メテ有望ノモノニテ炭質亦良好ニ有之、当社ニ於テハ永ク同石炭ノ一手販売ヲ引受置申度」と高く評価している。豊国炭坑の経営状態を精査して「此炭坑ニ対シ參拾七万円ノ借金ハ聊カモ危険ノ恐無之」と判断し、平岡浩太郎、山本太郎兩人の金融の申し出を引き受けている。一二月一日の會議では豊国炭坑に七三万六〇〇〇円（年一割の利息）を貸し付けることを決め、三井鉦山から管理者として島田純一を派遣した。この重役會議の翌明治三四年（一九〇一）五月、豊国炭坑は平岡浩太郎の専有になった。

注目すべきことは、右史料の一二月一日に話し合われた會議の中で、豊国炭坑の経営における今後の三井家の関わり方について示されていることである。豊国炭坑の經理は三井家から選ばれた担当者があたり、同家の任命者が事業を監督するなど、平岡専有の炭坑とは言うものの経営の内実は、三井家の資本支配と管理下にあつたことがうかがえる。明治三九年（一九〇六）六月の一手販売の約定書には、平岡浩太郎の代理として島田純一が署名、捺印しており、三井物産に委託する豊国出炭の販売契約の一切を島田に委任している。

四、むずびにかえて

明治三九（一九〇六）一〇月、平岡浩太郎が逝去した。豊国炭坑の経営は長男の良助と二男の専治が跡を継いだ。三井物産とは翌四〇年（一九〇七）七月一二日、島田純一が約定代理人となり、出炭売上げの2・5%の手数料を支払う一手販売契約を結んでいる。

しかし、この八日後、豊国炭坑は死傷者四二九人（死者三六五人）を出す炭じん爆発を引き起こし、この明治最大の炭坑災害で経営は完全に破綻した。

翌八月、三井物産は豊国炭坑の採掘権を平岡良助、専治兩人から抵当として取り上げ、物産の炭坑として借区出願する準備をはじめている。約定書類から三井物産の動向を追うと、一〇月には債権処理として平岡家に四四万四〇七二円九九銭と抵当物件を返済させ、残金は免除する約定を結び、一一月には石炭の一手販売契約を解除した。

豊国炭坑は明治四〇年（一九〇七）九月四日、安川敬一郎が二〇〇万円で購入して経営を引き受けたわけだが、『社史 明治坑業株式会社』はその結末を次ぎのように述べている。

「しかしいずれにしても豊国の経営者を決定することが先決問題となつたので、平岡家の遺族と関係者が協議した結果、平岡家に対する有力な債権者であり、販売権の受託者でもある三井家に引受けて貰うより外はないとの結論に達した。

安川敬一郎は平岡家代表とともに上京し、二百万円を価格とし、うち平岡家維持に要する八〇万円を明治五十年まで三朱で三井が預かり、

五十一年に支払う」との条件で、三井朝吹英二と交渉を開始した。しかし團琢磨は入院、益田孝は洋行中等の事情もあって、なかなか塚が明かず、その間井上馨・金子堅太郎にも仲介の労を依頼するなど、並々ならぬ努力をしたが遂に不成功に終わった。ことここに至って安川敬一郎は、三井との交渉において提示した条件そのまま、自らこれを引受けることを決意した。

安川敬一郎は「余の故人に於ける関係は尋常一様のものならず実に刎頸の交も畜ならざるものあり。此際其遺族の前途を傍観して休戚相関せざるが如きは余の忍びざる所なり。是に於て余は万難を排し自己の資産を賭して復旧作業を引受けむとし」と、遺著撫松餘韻（七七九頁）に述べている。

九月四日に至り、三井はその債権五万四〇〇〇〇円のうち一〇万円を切り捨てることを承諾し、ここに豊国炭坑の引受は解決をみることとなった³⁹⁾。

これまで、明治三三年（一九〇〇）から四〇年（一九〇七）までの豊国炭坑の経営とその内容を概観するとともに、冒頭で指摘したいくつかの点についてみてきた。しかし、扱った史料は、実証という局面で問題点が多く残った。ここでむすびにかえていくつかの史料批判を加えておきたい。

『平岡浩太郎伝』は、彼の企業活動の経過を記録するようなものほとんど残っていないだけに平岡浩太郎を研究するには者にとつてよりいっそう貴重である。この伝記を書いた内田良平⁴⁰⁾の創意に満ちた労作のおかげで、平岡がその時代およびその地域社会の中で、どのように事

業を展開したかを知ることができる。

しかし、平岡浩太郎の輝かしい偉業のゆえに、その没後において行われやすい再構成によって歪められている事実が明らかになってくる。執筆者の内田良平が平岡の甥に当たるせいもあってか、この伝記は全体として平岡個人やその偉業を賞賛する内容になっている。例えば、筑豊炭田における中央資本との関係については、創業当初の三菱・岩崎家との美談ばかりが強調され、三井家のことはあまり触れていない。三井物産は早くから石炭の一手販売で豊国炭坑と結び、明治三三年（一九〇〇）のガス爆発のあとは、最大の出資者となり、管理者を送り込むなど経営に深く関わっていた。

また、草稿段階のものであるため、内容に重複や黒塗りの削除が目立つ。金額や人物名も細かく出てくるが、内容によっては誇張か誤りと思われる箇所もあった。

この問題点を事実確認という部分から補完してくれたのが、三井物産の史料であった。当該期間の約定書の原本や謄本、写しを綴ったもので、これらは法的拘束力を持ち、事実を歪めることができない正式の契約書である。三井家と豊国炭坑の関係について、約定内容を伝記と照らし合わせながら検証、考察することができた。

特に、明治三四年（一九〇一）の平岡浩太郎の炭坑専有は、炭坑経営が彼の裁量のもとに展開された印象を与える。しかし、三井物産が手けた豊国石炭の一手販売は、平岡専有を契機に資本支配と生産管理を強化していった。東アジアでの優位を維持しながら石炭市場の独占を強力に推進していくために、三井物産が一手販売を通して国内炭坑に求めた経営が映し出される。

本稿は、伝記と約定書を使って明治期筑豊炭田の炭坑経営をみてきたが、これらの実証研究では日記も分析に値する史料として注目できる。例えば、北九州市立古文書館所蔵の『安川敬一郎日記』は、今後の筑豊石炭坑業史の研究に大きく貢献するものと期待される。

このような史料を持ち合わせながら個々の炭坑について実証的に分析、考察するなかで明治期の炭坑経営の内実が明らかになっていくことと思われる。

1) 山本貴三郎は磯野小左衛門から常に圧迫を受けていたという。明治二四年（一八九一）、平岡浩太郎は安川敬一郎の調停で豊国炭坑の借区を山本と分割して磯野を経営から排除することを決めた。これに憤慨した磯野は長崎地裁に二四万円の損害賠償を求めて提訴したが、訴えを認められず敗訴した。山本と平岡、磯野は話し合いの末、長谷川芳之介が磯野の権利分を四万円で買い取ることで決着。しかし、磯野に代わって新たに共同経営に参加した長谷川も山本と相性が合わずすぐに経営から辞退。結局、豊国炭坑は山本と平岡二人の共同経営となった。

2) 赤池炭坑は平岡浩太郎が事業監督、安川敬一郎が石炭の採掘と販売を受け持つ共同経営であるが、実際的な経営は安川が執っていた。同坑が選定坑区の指定を受けると平岡と安川は牟田口元学と共同出願して赤池鉱区に約三四〇万坪を借区した。のちに牟田口は赤池炭鉱の権利分を平岡と安川に譲渡した。

3) 齊藤大吉編輯『炭坑爆発誌』水曜会、一九一八年、一三五頁。
4) 財団法人三井文庫所蔵史料『田川採炭豊国炭坑書類』B5版二百十九枚綴、資料請求番号・物産二二八。

5) 平岡と山本が三井物産理事に宛てた書簡（明治二六〜三二年ごろ）から石炭一手販売の一場面がうかがえる。

「拜啓 過日御依頼
申上置候、長谷川へ

渡スヘキ金員ノ義ニ付、

不了解之廉アルト見へ、

再三電報ニテ照会

有之、長谷川トモ押問

答之末、三（井脱力）物産ニテ

一手販（売脱力）中（ママ）毎月壹千

円ツ、長谷川へ渡スヘキ

旨ニテ、談判結了シタル

趣ニ付、毎度御面倒（ママ）

之義、恐縮ノ至ニ候得共、

馬関及若松支店

役員衆へ、一手販中

長谷川ニ毎月壹千円ツ、

渡スヘキ事ヲ伴証セヨト

御打電被下度奉願候、

右御依頼迄、余ハ期ス

拝眉ノ時候

草々頼首

一月六日

平岡浩太郎

山本貴三郎

上田安三郎殿「三井文庫所蔵史料『田川採炭豊国炭坑書類』B5版二一九枚綴中。」

6) 三井文庫編集『三井事業史』本篇第三巻上、一九八〇年、七四頁。

7) 恤救として侍従日根野要吉郎が慰問して皇室から弔慰金五〇〇円が下賜され、各方面から義捐金や寄付金など約二〇〇〇円が集まり被災者やその遺族への救済に当てられた。

8) 齊藤大吉編『炭坑爆発誌』一九一八年。

9) 内田良平・草稿『平岡浩太郎伝』其七「鉱業時代」、国立国会図書館憲政資料室所蔵史料『平岡浩太郎文書』(資料請求記号四二)、作成年不詳、三九頁。「豊国炭坑は其後火災を起こしたる古とありしも、経営上左したる影響も無かりしが、明治三二年六月十五日坑内の瓦斯大爆発を奈し、死傷者二百余名を出したる惨事あり。今当時の状況をしるに便せんが為め九州日報所載の記事を左に摘録すべし。此分省略を要す」。

10) 財団法人三井文庫所蔵史料『田川採炭豊国炭坑書類』B5版二一九枚綴。

11) 平岡は資産を処分しながら三井物産から運転資金を借り、炭坑の再建と操業の継続は物産からの「テコ入れ」によるところが大きい。

「三十五年十二月三十一日

三井物産合名会社 御中 貝島太助(印)

拝啓

井上伯之豊国炭坑整理案ニ基キ、全坑

起業費并ニ負債償却資金トシテ、貴会

社□同炭坑ニ対シ、金拾七万円新規

貸借為成候ニ就ニ□而、起業費ニ充ル金八

万円(内金五千元ハ同炭坑へ返済)ノ残額

金七万五千元ハ貴会社ニ預ケ置キ、追テ

同坑々長島田純一ヨリ請求之都度御渡

相成候様致度、而シテ負債支払資金九万

円ハ此内正ニ御渡金及立換金御引去残金

貳万〇五百円ト外ニ平岡浩太郎所有東

京家屋売却剩余金壹万六千貳百貳

拾七円〇八錢トヲ併セ合計参万六千七百

貳式拾七円〇八錢ヲ全坑へ御渡相成候事ニ付、

拙者へ立会可致様御通知之次第承知致候、然

ル処、拙者今回清国旅行前途之際ニテ何分

余暇無御座候間無己、弊社事務員中根

寿ヲ以テ代理立会為致申候条右御承知被

成下度此段得貴意度如斯ニ候也」前掲三井文庫所蔵史料『田川採炭豊国炭坑書類』中。

右の書簡には、豊国炭坑の再建過程に「豊国炭坑整理案」として井上馨が関わっていたことを示している。平岡、山本、貝島太助といった筑豊炭坑資本と三井物産、元老井上馨らの関係をうかがい知れる。

12) 前掲草稿『平岡浩太郎伝』其七「鉱業時代」四二〜四五頁。

13) 博多の俠客、勇敢隊を組織して戊辰戦争に従事。平岡浩太郎を助けて炭坑事業に従事。大正七年一月一日没。年七一。石瀧豊美『玄洋社発掘』

もうひとつの自由民権―西日本新聞社、一九九七、三三九頁から抜粋。

14) 平岡浩太郎は豊国炭坑が自分の専有になつた経緯を三井幹部宛の書簡の中で説明している。

「拜啓 其後ハ御無沙汰申上候、帰県前今一回□(拜カ)顔ノ含ニ御座候処、僅々タル滞在ニ付、頗ル多忙ヲ究メ候間失礼スル段、山座氏迄申述置候間、御承知可□候、然ルニ小生滞京中ニモ山本家計財頗ル切迫□(既カ)ニ競売ニ附セスシタルモノ式ケ所有之旨急電ニ接シ候間、三井ニ相談致シ七千円ハ送ラセタルモ統ヒテ式万円ノ口相起リ候ニ付、急ニ三井ニ相談致タルモ到底引受ケサルヨリ遂ニ安川ニ相談シ式万円ノ手形ヲ一時借り出シ送り置キ帰県致タル処、何分數口ノ分一時ニ破裂致来リ、殊ニ百十銀行ノ如キハ当春井上伯ノ尽力ヲ以テ幾分ツ、返済ノ約ヲ為シ置キ候処、毛利家ノ關係セルセメント会社カ大失敗ヲ為シ又北海道ニテ田中カ為メニ投資ノロモ救済ニ資金ヲ要スル等至候(テカ)山本口ハ猶予スル訳ニ至ラストテ六万円ヲ一時ニ残八万円ハ毎月壹万円宛返済セヨト切迫ノ催促ニ困リ有ルトノ事ナリシモ是等ノ為メニハ破裂セラル積リナリシモ村田松平ノ弁金口ヤ利息払ニ窮シ小銀行等ヨリ高利的ノ借分力數口相破レ来リシヨリ遂ニ大口迄カ動キ出シ如何共難相成ヨリ山本家ニテハ此俛自滅セハ坑山之土地家屋モ維持スル能ハサルニ付、是非共小生ニ引受ケ呉候様相迫マラレ候得共小生トテモ此財界ニ於テ多額ノ金融ハ到底能フ所ニ無之候条断然相断リ(候脱)処、同家ニテハ小生カ赤池坑ノ組合タル安川ニ相迫リ平岡カ赤池ノ権利ヲ安川ニ買取り呉候ハ、山本家モ破産不致シテ相済トテ頻リニ相談致タルヨリ安川モ同家ノ窮情傍観スルニ忍ヒス、遂ニ赤池坑ノ小生カ権利ヲ五拾万円ニ立テ山本ノ豊國ノ権利ヲ八拾五万円ニ立テ小生引受ケタル事ニ相成候条、此始末ハ山本家ヨリ委細報知有之候事トハ存候得共、小生ヨリモ右ノ概略御

一報申上候小生モ兼而御話致タル朝鮮行一昨夜臼井哲夫モ貴地出發当地ニ出掛ケ候間、右同伴渡韓含ニ御座候間、何レ帰県ノ上、不遠上京致度考ニ御座候星モ慾ニ依リ起リ慾ニ依リ終ヲ告ケタル由、老兄ハ御旧誼モ有之事ナレハ多少跡始末ニモ御心配ナラシ吾党ハ好敵手ヲ失ヒ独(カ)淋シク致度申候、言(書カ)外も請后察便

先ハ右御報知旁早々不備

平岡

六月二十三日

神鞭老兄」国立国会図書館憲政資料室所蔵史料『大隈文書』平岡浩太郎書翰、資料請求記号R一五八一B二七九八。

また、明治三五年(一九〇二)四月二六日には、三井物産から採掘権や炭坑周辺の所有地、家屋を抵当に運転資金七一万円を借り受け、同社に炭坑の機械類を贈与している。

〔第二九一〇号

抵当権設定石炭坑採掘権書入豊国炭坑金員貸借并ニ器機器具贈与契約書正式謄本

東京府東京市日本橋区坂本町四十三番地置

債権者 三井物産合名会社

右社員業務担当社員

右代表者 三井八郎次郎 五十三年

福岡県豊前国門司大字門司字栄町四丁目

千百九番地寄留住所平民会社員

右代理人 江村佐太郎 二十五年

福岡県筑前国福岡市下対馬小路拾参番地住所土族坑業

債務者 平岡浩太郎 四十八年

同県豊前国田川郡弓削田村大字川宮千八百四十九番地住所士族豊国炭坑
坑長

右代理人 佐方宗介 四十五年十一月

福岡県豊前国門司大字門司字栄町四丁目千百十一番地寄留住所同県平民
無職業

立会人 竹井條平 四十三年八月

右江村佐太郎ハ債務者三井物産合名会社ヲ代表シタル三井八郎ノ部理代
人タル委任状ヲ所持シタリ

右佐方宗介ハ債務者平岡浩太郎ノ部理代人タル委任状ヲ所持シタリ

右債務者三井物産ヲ代表シタル三井八郎次郎ノ代理人江村佐太郎ト債務者
平岡浩太郎ノ代理人佐方宗介トハ明治参拾五年四月二十六日本職役場ニ於
テ竹井條平ノ立会ヲ以テ左ノ契約ヲ締結ス

第壹條 債務者三井物産合名会社ハ明治三十五年四月二十六日左記ノ石炭
坑採掘權ヲ第壹番書入トナサシメテ金六十八萬円ヲ又同上炭坑附屬ノ左記
宅地田地山林建物其他一切ヲ第壹番抵当ト為サシメテ金參萬円ヲ平岡浩太
郎ニ貸与シ債務者平岡浩太郎ハ正に領収セリ

第二九二六号

坑業特許證 福岡県 平岡浩太郎

赤熊炭山

福岡県豊前国田川郡金川村地内

一八万九千四百四十五坪

前記石炭坑ノ採掘特許

坑業特許證 四六一七号 福岡県 平岡浩太郎

(以下抵当物件省略)

第十四條 平岡浩太郎ハ明治参拾五年四月二十六日現在豊国炭坑附屬ノ左
記機械器具類ヲ三井物産会社ニ贈与シ三井物産合名会社ハ其贈与ヲ受ケタ
リ

15) (以下贈与物件省略)前掲三井文庫所蔵史料『田川採炭豊国炭坑書類』中。
前年の明治三七年(一九〇四)の純利益は、五二円と最低額となっている。

表中の平岡負債償却、山本返金、三井銀行返金、負債利子などの項目か
ら、この年は「借金の返済」に力を入れたのだろう。翌年にはいわゆる
「払い」がある程度かたづいたことで、純利益が一気に一〇万円を越え、
明治三九年(一九〇六)には、三四万円台にまで膨らんでいる。豊国炭坑
は事故発生から六年目にしてようやく経営が回復したことがわかる。

16) 齊藤静樹編著『財務会計』第三版、二〇〇〇年。販売費及び一般管理費は
期間的な営業費用であり、当期製造費用以外のすべての販売及び一般管
理業務に伴い発生した費用である。販売費と一般管理費は理論的に区別
できるが、実務上は区別が難しく、販売費用及び一般管理費として一括
して表示される(一八頁抜粋)。

17) 新鞍拓生「八幡製鉄所における筑豊地方からの原材料調達と筑豊坑業主
―石炭、石灰石における麻生太吉、長野進『八幡製鉄所史の研究』日本経
済評論社、第二節三、二〇〇三年。この頃、八幡製鉄所の二瀬炭坑も日
露戦争を契機として鉄鋼増産により原料炭の確保がもくまれ、出炭高が
増加し、坑道を拡張して坑夫の増員を図り、掘進と採炭の拡充に努めて
いる。

18) 売上高―(売上原価+販売費及び一般管理費)÷営業利益で計算。売上高
から控除される売上原価は、商業と製造業とは算出方法が異なってい

- るが、ここではさしあたり販売された商製品のコストであると理解しよう。拙稿では売上原価と販売費、一般管理費の和は、営業費と山際送り、山周斤先、藤口渡（明治三五年）、賞与、坑主渡、拡張費として営業利益を算出した。
- 19) 営業利益＋営業外利益－営業外費用＝経常利益。営業外収益には受取利息および割引料、有価証券利息、有価証券売却益、受取配当金など。営業外費用には支払利息および割引料、社債利息、有価証券売却損など。したがって、経常利益は営業利益に経常的に発生する財務面の成果を加味した財務情報を持つといえる。拙原稿は営業外利益は明治三四年（一九〇一）下半期の赤池税償却口内入、営業外費用を負債利子と賞与から経常利益を算出した。
- 20) もっとも、坑主の平岡浩太郎や山本貴三郎の政治家としての側面を考慮すると、表中の彼らの負債全てが本業＝炭坑経営から発生したとは言いがたい。これらの負債には平岡や山本の政治活動から生じた負債も含まれていたものと推察できる。
- 21) A.Philips,Market Structure,Organization and Performance,pp.121—2.
- 22) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』岩波書店、一九六八年、四五二―四五三頁。
- 23) 企業者活動についての歴史的理解は、企業形態とその発展過程とに密接に関連せざるをえない。企業者の動機と環境ばかりでなく、彼らの行為の過程もしくは行為の仕方についても重視する必要がある。中川敬一郎訳、A. H. コール『経営と社会—企業者史学序説—』ダイヤモンド社、一九七三年、一八一頁。
- 24) 内田『平岡浩太郎年譜（改訂）』国立国会図書館憲政資料室所蔵史料『平岡浩太郎文書』（資料請求記号一三六）、作成。年不祥、項数なし。
- 25) 前掲草稿『平岡浩太郎伝』其七「鉱業時代」二二六頁。
- 26) 同右、二八頁。
- 27) 山本安次郎、田杉競、飯野春樹訳、C. I. パーナード『新訳・経営者の役割』ダイヤモンド社、一九七七年、二九五頁。
- 28) 石川健次郎「華族資本と土族経営者」宮本又次、中川敬一郎監修、由井常彦編集『工業化と企業者活動』日本経営史講座第二巻、一九七六年。
- 29) 高場乱は「玄洋社の生みの親」といわれた男装の女傑。福岡博多に私塾興志塾を開き、頭山満、平岡浩太郎、箱田六輔らといった玄洋社員を育成した。地元では儒学者、眼科医、教育者として知られ、彼女の塾はその場所から「人參畑塾」とも呼ばれた。明治三四年、六一歳で没。
- 30) 大河内暁男『経営史講義』東京大学出版会、一九九一年、五二―五三頁。
- 31) Glamor Williams, GLAMORGAN COUNTY HISTORY, Vol.5, INDUSTRIAL, GLAMORGAN from 1700 to 1970, pp.187—193.
- 32) 前掲隅谷『日本石炭産業分析』二二六頁。
- 33) 同右、二三五頁の表II—40「石炭選定坑区表」を見よ。
- 34) 史料『平岡浩太郎伝』には、安川敬一郎が共同で借区する条件として平岡に「余は足下と共同経営する事を欲せず、然れども足下が事業経営を余に一任し毫も干渉する事なければ共同するを妨げず」（一九頁）と言ったという。これは、赤池炭坑の経営に頭山満はじめ玄洋社一統の介入を警戒してのことだろう。
- 35) 前掲草稿『平岡浩太郎伝』其七「鉱業時代」四五頁。
- 36) イギリスのパートナーシップ (partnership) は、十九世紀半ばの工場経営の小生産者の発見の経路の中に見られた現象である。筑豊炭田の小炭坑

が大規模化していく経路の中で現れたパートナーとしての三井家の存在に留意したい。

37) 前掲『三井事業史』資料篇四上、一九七一年、五四〜五六頁。

38) 同右、三八二〜三八三頁。

39) 明治坑業株式会社社史編纂委員会『社史 明治坑業株式会社』同社、一九五七年、三九〜四〇頁。安川敬一郎『撫松餘韻』(昭和十年)によると豊国炭坑の引受先として貝島太助が候補に上がっていたが、井上馨の了承が得られなかったとの理由で辞退したとある。

40) 硬石と号す。明道館員。柔道家。黒龍会主幹。大日本生産党総裁。天佑俠に参加。『露西亜論』を著して発禁となった。日韓合邦を推進した。昭和二年七月二六日没。年六四。前掲『玄洋社発掘—もうひとつの自由民権—』三三七頁から抜粋。

豊国炭坑関連年表 (1898～1908)

年	出 来 事
1898年 (M31)	<p>5.24 三井商店理事会、三井物産会社より伺いの豊国炭坑貸金の件を承認。豊州鉄道の貨車不足につき、貨車新調の計画と四尺炭層の開掘費として2万8000円を貸渡。</p> <p>8. 6 自家発電により点灯開始。</p> <p>9.28 三井物産と1898.10.1～1899.3.31まで毎月6600トンの販売契約を結ぶ。1万斤につき43円(門司石炭置場渡)、41円(若松渡)。</p> <p>10.一 17歳の坑夫、旧坑道に迷い入り22日間飢餓状態を続けたのち発見される。</p>
1899年 (M32)	<p>6.15 ガス爆発、原因は八尺層の炭塵、死者坑夫210人、職工5人、計215人。</p> <p>7. 1 侍従日根野要吉郎が慰問、両陛下より弔慰金500円下賜。</p> <p>9.16 災害死没者弔法会を平岡浩太郎・山本貴三郎両炭坑主により挙行</p> <p>12.22 山本貴三郎国会出席のため在京中死去。</p>
1900年 (M33)	<p>この年、1億斤以上を出炭</p>
1901年 (M34)	<p>5.一 山本貴三郎の共同経営より平岡浩太郎が専有。</p>
1902年 (M35)	<p>トーマス式の安全灯を使用</p>
1903年 (M36)	<p>赤池炭坑に並びこの頃より鉄材支柱を使用</p> <p>2.14 応招坑夫または日役の家族に対し1日20銭以下を補助、または坑所を立ち退く者には10円を支給</p> <p>2.15 貯蓄預金規定を制定、職員月報50円未満の者は5分以上、50円以上の者1割以上を貯金し国庫債券を支給。</p> <p>3. 1 平岡浩太郎(福岡市)衆議員当選。</p> <p>3.21 職員の応招者家族に対し応招日より2カ月は月俸全額支給、3カ月以降10カ月は半額支給。</p>
1904年 (M37)	<p>2.10 日露戦争勃発。ロシアに宣戦布告。</p> <p>8.18 旧盆休(7.14～16)を廃止。</p> <p>12.14 採炭賃金と函数賞与規定を改正。四尺炭層の計画期間(15日)、一先60函2円、5函を増す毎に20銭加算、1計算期間中の休業3日以上者または八尺炭で1日4函未満、四尺炭層は1日3函未満の者は賞与を支給しない。</p> <p>12.19 職員・職長・小頭の貯金は任意とする。積立金には日歩2銭の利子をつけ毎年季末の翌月元金に加算。</p>
1905年 (M38)	<p>4. 6 採炭賞与改正、八尺1函につき22銭～31銭まで、20函を増す毎に1銭を加える。</p> <p>6. 4 新規坑夫募集規則を制定。新規採用坑夫には赴任汽車賃実費および弁当代を支給(同行家族分も含む)、技術未熟のため日給25銭に達せぬときは25銭になるよう補給金を出す。この補給金は契約義務期間の2年間に不都合があり解雇するとき、または自然退職するときは返済される。着坑後2日間は食事給与、寝具食器・作業道具は貸与。</p>

<p>1906年 (M39)</p>	<p>6.一 幼児預所を開設、保育を兼ねて稼働力の増大が目的。</p> <p>6.一 採炭夫日数賞与支給規定を制定。出役日数10日以上1方50銭、12日以上が70銭、13日以上1円。ただし1日採炭量1函以上のこと。</p> <p>7. 1 職員・役員（職長・小頭）の積立貯金の利子を日歩1銭7厘に定める（8.18、1銭9厘に引上）。</p> <p>9. 5 坑夫入坑奨励金制を実施。休日の翌日および翌々日入坑の者は毎方1人につき10銭割増。9.16には火夫その他に精勤賞与支給、半カ月皆勤者に対し火夫・運転手2方分、2日以内欠勤は半方減。さらに9.21には坑夫扶助規則を制定。業務上の負傷および疾病は医局で無料施療、療養中は日給の3分1以上を支給、不具傷は100日以上野手当金を支給、死亡時は遺族に10円以上の葬祭料および100円以上の手当金を支給。</p> <p>日露講和条約締結。日露戦争終結。</p> <p>4.26 1903.8.30に規定の電灯料を改正。5燭光1灯1カ月10銭、8燭光同18銭</p> <p>8. 5 精励者の休暇規定を制定。1カ年間に300日以上精勤の職員・雇には10日、同職長・小頭には5日間、270日以上精勤職員雇には4日、同職長小頭には2日間の休暇を与え、昼夜交替勤務者には2倍の休暇を与える。</p> <p>9.22 ガス爆発の教訓により 衣・襦袢の着用を坑夫に諭告。</p> <p>10. 2 ガス爆発死傷者14人。</p> <p>10.20 一般使用人に麦飯を奨励、売店にて廉価販売。</p> <p>10.24 平岡浩太郎没。56歳。</p> <p>11.15 ペスト防止のため捕鼠奨励、鼠1匹20銭にて買上。1907年3月廃止。 この年坑夫募集に奔走、逃亡退職防止策として貸金策をとったが効果なく、熊本・広島では直接募集、福井・山口・天草・鹿児島では周旋人により、さらに沖縄・朝鮮まで募集したが、募集費の損失に終わる。</p>
<p>1907年 (M40)</p>	<p>2. 2 1月の出炭量が開坑以来の記録であったので臨時賞与を支給。職員小頭1カ月分、日給採炭夫1円、選炭婦50銭。</p> <p>6. 6 入坑手当支給、坑内職員20銭・助手15銭・日雇10銭。</p> <p>7.20 坑内爆発、死傷者429人（死亡365人）安全灯よりガスに引火して炭塵爆発を誘発。明治期最大の炭坑災害となる。この災害に対し皇室より御救 金下賜（以後経営難となり、9.4安川敬一郎に譲渡、1910年完全復旧）</p> <p>9. 4 明治鉱業（安川敬一郎）、閉鎖休業中の豊国炭坑を200万円で買収、所有鉱山を一括して明治鉱業（株資）を創設。</p>

『筑豊石炭礦業史年表』西日本文化協会、1973年から作成。